

高松市行政評価基本方針

(令和6年度実施事業分～)

令和6年3月

市民政策局政策課

総務局人事課行政改革推進室

目 次

I	行政評価の目的	1
II	行政評価の仕組み	1
1	評価の体系	1
2	各階層における評価の役割	2
3	評価の時期	2
III	行政評価の体制と評価結果の活用	3
1	評価体制	3
2	評価結果の活用	4
IV	行政評価の方法	5
1	目的と指標の設定	5
2	評価項目	6
3	行政評価のスケジュール	7

I 行政評価の目的

○ 総合計画の的確な進行管理

本市の施策や事務事業等について、成果に重点を置いた客観的な評価を行い、その結果を今後の取組の重点化や見直しに反映させることで、「計画（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－改革・改善（Action）」のPDCAマネジメントサイクルによる第7次高松市総合計画（以下、「総合計画」という。）の的確な進行管理を実現します。

○ 客観的な評価の実施

本市の施策や事務事業等が、どのような目標を掲げ、どれだけのコストを投入して実施し、結果としてどのような成果をあげたかなどの評価結果を分かりやすく公表することにより、市政の透明性を確保します。

○ 職員の意識改革・能力向上

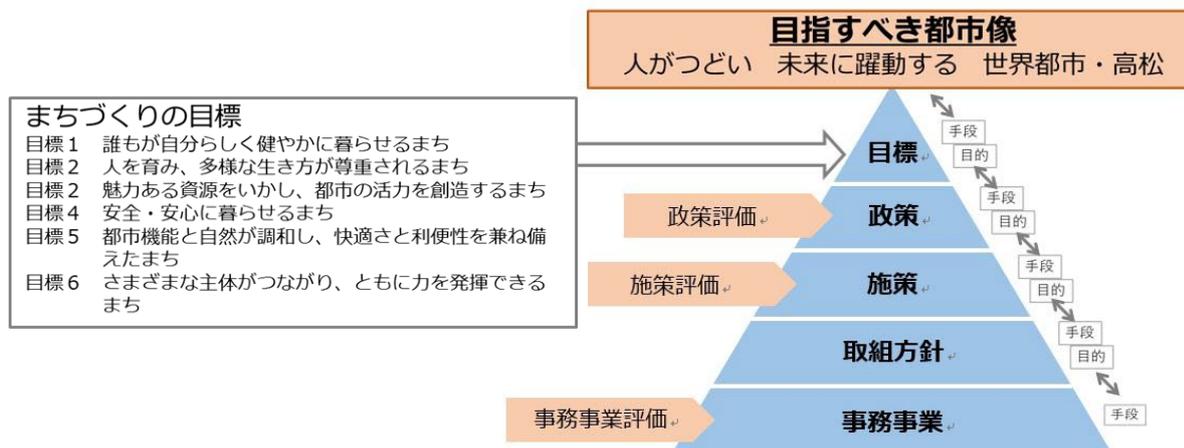
行政評価を適正に実施・公表することにより、職員一人一人に施策や事務事業等に対して、目標達成度や費用対効果等の視点が求められるようになり、意識改革が進むとともに、課題発見能力、分析力、企画立案力等、職員の政策形成能力や行政経営能力が向上します。

II 行政評価の仕組み

1 評価の体系

総合計画は、本市の目指すべき都市像「人がつどい 未来に躍動する 世界都市・高松」を実現するため、6つのまちづくりの目標の下に、政策、施策、取組方針、事務事業の4つの階層によって体系が構成されており、評価はこの体系に基づき、政策から事務事業までのうち、取組方針を除く3つの階層で実施します。

各階層間は、上位と下位が目的（上位）、手段（下位）の関係になっており、上位への貢献度を測ることにより、一元的な行政評価の仕組みを目指します。



2 各階層における評価の役割

3つの階層における評価は、次のとおりの役割を担っています。

(1)政策評価

政策は、まちづくりの目標の実現に向けて取り組むべき方針を示したものです。

評価結果は、配下の施策の重点化や見直し等、政策を推進するための方針決定等に活用します。

(2)施策評価

施策は、政策の目的を達成するための分野ごとの方向性を示したものです。

評価結果は、配下の取組方針・事務事業の重点化や見直し等、施策を推進するための方針決定等に活用します。また、上位の政策評価を行う際に活用するほか、総合計画実施計画（以下、「まちづくりプラン」という。）における「施策の方針」の成果指標に基づいた各施策の進行管理にも活用します。

(3)事務事業評価

事務事業は、施策の配下に置かれる取組方針の下に、その目的を達成するために実施する具体の事業であり、評価の基本単位として位置付けています。

評価結果は、事務事業の見直しを始めとした改革・改善に活用します。

※評価対象外事業

評価になじまないと認められる事務事業は、評価対象外事業として、事務事業評価を実施しないこととします。

3 評価の時期

行政評価を実施する時期は、翌年度以降に実施する事務事業等の計画内容を評価する「事前評価」と、前年度に実施した事務事業等の実績を評価する「事後評価」の2つとします。

(1)事前評価

事前評価は、まちづくりの目標達成に向けて、課題を解決するための施策の取組方針や重点的・戦略的に推進する主要事業等について定める短期的な実施計画であるまちづくりプランのうち、翌年度以降に取り組む重点取組対象を調整する際に実施し、取組の採否等の判断を行い、翌年度の予算編成に反映させます。

また、翌年度以降に取り組む新規事業等について、総合計画の推進を目的とする有識者等で構成する懇談会等において意見を求めます。

なお、事前評価については、本市内部の検討に関する情報であり、高松市情報公開条例（平成12年12月25日条例第39号）第7条第4号の規定に該当

するため、非公開とし、評価結果は公表しないこととします。

(2)事後評価

事後評価は、前年度に実施した事務事業と、政策、施策を対象として実施し、それぞれの階層における目標達成度等の成果や妥当性、有効性及び効率性の評価結果に基づき、拡充・継続・廃止など適切に実施計画を見直し、翌年度の予算編成に反映させます。

Ⅲ 行政評価の体制と評価結果の活用

1 評価体制

行政評価の体制は、以下の通りです。

なお、第三者による客観的な評価として外部評価も実施します。

(1)政策評価の体制

政策評価は、市長が評価責任者となって、評価を実施します。

(2)施策評価の体制

施策評価は、各施策の評価担当局の局長が評価責任者となって、評価を実施します。

(3)事務事業評価の体制

事務事業評価は、事務事業を所管する局長が評価責任者となって、評価を実施します。

(4)外部評価の体制

- ① 政策・施策における外部評価は、市民満足度調査の結果を活用します。
- ② 事務事業における外部評価は、市民で構成する委員会等において実施します。

【行政評価の時期と体制】

	評価時期	評価責任者	外部評価
政策	事後	市長	市民満足度調査
施策	事後	局長	市民満足度調査
事務事業	事後 事前（一部）	局長	市民で構成する委員会等 において実施

2 評価結果の活用

行政評価の結果については、効果的かつ円滑に推進するため、次の観点から、企画、財政、行政改革を担当する部門（課）が相互に連携・協力して、評価結果の活用を図ります。

(1)事務事業改善

著しく社会経済情勢が変化する中、効率的・効果的な事業運営を図るため、計画（Plan）・実施（Do）重視の事業展開から、評価（Check）・改善（Action）にも積極的に取り組み、P D C Aサイクルを推進します。

また、事業目的を可視化・明確化するため、数値化した成果指標等を設定し、適切に進行管理を行います。

さらには、施策の総合評価や施策配下の事務事業評価の平均評価と、各事務事業の評価を比較することで、各事務事業の施策への貢献度を見定め、事業の必要性を検討します。

これにより、成果の向上や事務事業のスクラップ・アンド・ビルド、コスト縮減などを図り、費用対効果の最大化を目指します。

(2)予算編成

厳しい財政状況が続く中、限られた財源の効率的・効果的な活用を図るため、評価結果の予算編成への反映方法を検討します。

2年ごとに見直しを行うまちづくりプランの策定に当たっては、事務事業評価（事後評価）の結果を活用しながら、事業の重点化等についての検討・調整を行うこととします。

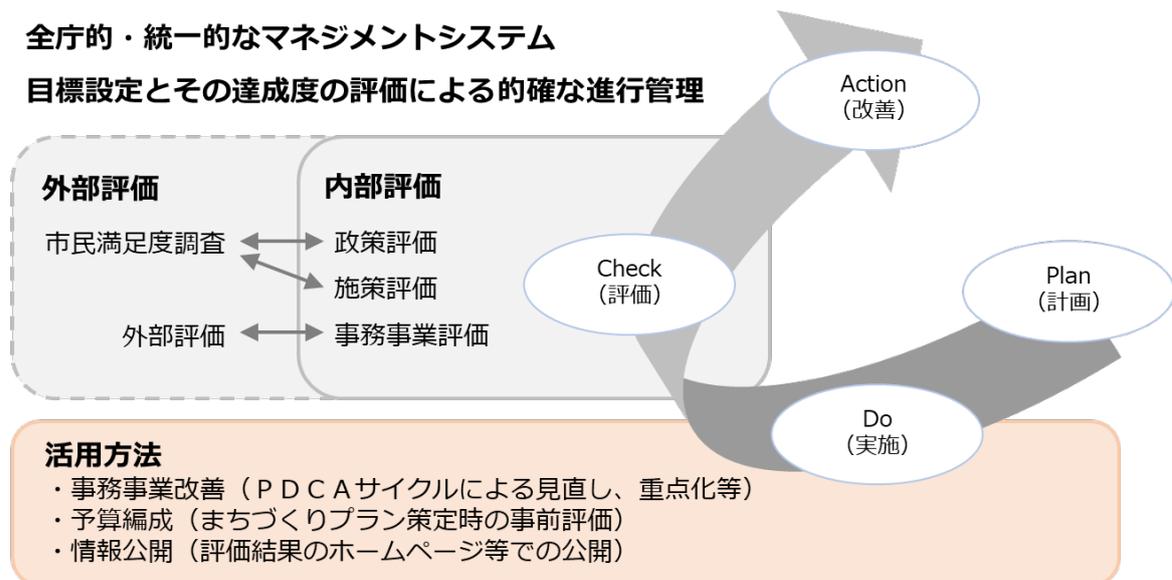
(3)情報公開

市民と市政に関する情報を共有することが求められる中、市政の透明性を確保するため、政策・施策・事務事業の評価結果をホームページ等で公開することにより、市民への説明責任を全うするとともに、参画しやすい開かれた行政を目指します。

行政評価の概要図

全庁的・統一的なマネジメントシステム

目標設定とその達成度の評価による的確な進行管理



IV 行政評価の方法

1 目的と指標の設定

行政評価を実施するに当たっては、各階層で目的を明確にするとともに、適切な指標を設定し、その達成状況等の成果を確認する必要があります。

(1) 目的

- 対象：事業を通じて働きかける相手のこと
(人やモノ)
- 意図：「対象」をこうしたいという理想の状態のこと
(活動によって対象を変化させる直接的なねらい)

(2) 指標

目的を達成するために、具体的な指標を定め、数値目標を設定します。

- 活動指標：事業内容（活動）の大きさを表すもの
- 成果指標：「意図」の達成度を表すもの

指標名	政策	施策	事務事業
活動指標	—	—	○
成果指標	—	○	○

※「○」は原則必須
「—」は不要

2 評価項目

3つの階層における評価項目については、次のとおりとします。

(1) 政策評価の評価項目

政策評価は、下位の施策評価結果の集計値を基に、補足評価を加味して総合評価とします。

区 分	評 価 項 目
下位の施策評価	下位の施策評価結果（総合評価）の平均得点率
補足評価	施策単体だけでは測れない政策全体の成果を補足

(2) 施策評価の評価項目

施策評価は、成果指標の達成度を得点化した客観的評価をもって、総合評価とします。

区 分	評 価 項 目
成果指標の達成度	施策ごとに設定する成果指標（最大2指標）の達成度を 得点化

(3) 事務事業評価の評価項目

事務事業評価は、成果指標の達成度を得点化した客観的評価（最大70点）と、妥当性、有効性、効率性の各区分の主観的評価（最大30点）の合計値をもって、総合評価とします。

【客観的評価】

区 分	評 価 項 目
成果指標の達成度	事務事業ごとに設定する成果指標（最大2指標）の達成 度を 得点化

【主観的評価】

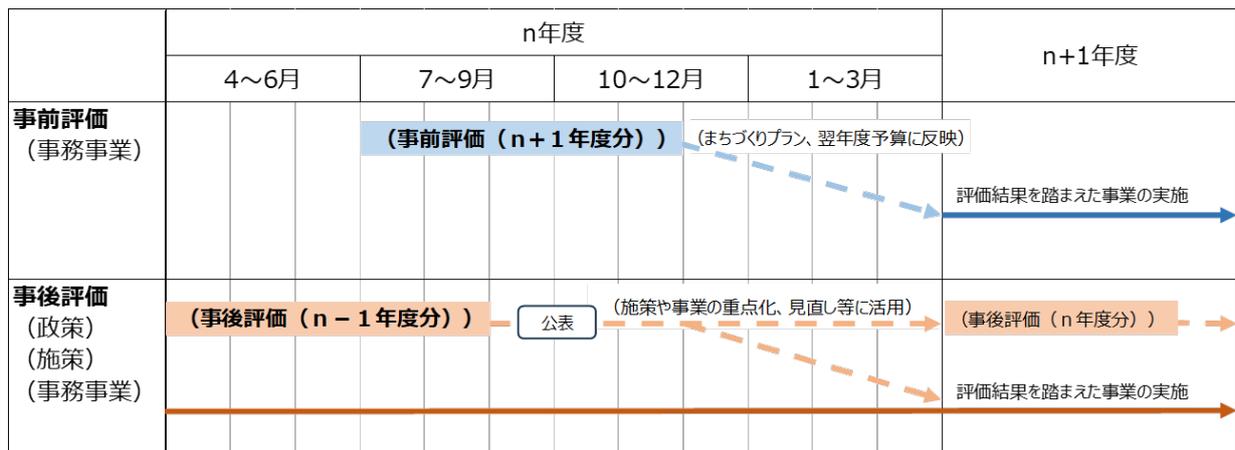
区 分	評 価 項 目
妥当性評価	市民ニーズや社会情勢を考慮した、事業の目的や手法の妥当性
有効性評価	上位施策目標及び住民福祉の向上への貢献度
効率性評価	費用対効果

(4)総合評価の基準

総合評価の基準（政策、施策、事務事業共通）は、以下のとおりとします。

得点率	総合評価
80% ~ 100%	A
60% ~ 80%未満	B
~ 60%未満	C

3 行政評価のスケジュール



令和6年度の事後評価については、「高松市行政評価基本方針」(平成28年3月策定)に基づき実施。